以下「ＥＴＣ車」という。）については、平成26年４月１日から平成36年３月31日まで、上表における関門特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードを、「ＥＴＣコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により⑵②に定める割引の適用に関する契約（以下「コーポレート契約」という。）を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

（注１）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－１の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。

（注２）上表において「普通区間」とあるのは、⑴イに掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

（注３）上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添２の区間をいう（以下同じ。）。

（注４）上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

Ｂ　普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

（単位：円）

区間 車種	近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまで	沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

ただし、ＥＴＣ車については、平成26年４月１日から平成36年３月31日まで、上表における近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間の料金の額を、Ａの普通区間の料金の額と同額とする。

Ｃ　100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

ロ）　利用１回に対して課する固定額部分

利用１回に対して課する料金の額は、150円とする。

⑵　適用方法

イ）　キロ程

Ａ　インターチェンジ相互間のキロ程は、別添３のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

Ｂ　甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道１号及び478号（京滋バイパス）（以下「京滋バイパス」という。）、一般国道１号（第二京阪道路）（以下「第二京阪道路」という。）、一般国道２号（広島岩国道路）（以下「広島岩国道路」という。）、一般国道10号（椎田道路）（以下「椎田道路」という。）、一般国道10号（宇佐別府道路）（以下「宇佐別府道路」という。）、一般国道10号（隼人道路）（以下「隼人道路」という。）、一般国道11号（高松東道路）（以下「高松東道路」という。）、一般国道42号（湯浅御坊道路）（以下「湯浅御坊道路」という。）又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

Ｃ　周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ）　インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額（単位：円）
100以下の場合	Ｌ Ｒ＋Ｌ'n Ｒ'n ＋150
100を超え、200以下の場合	$(0.75+\frac{25}{L+L'n})$（Ｌ Ｒ＋Ｌ'n Ｒ'n）＋150
200を超える場合	$(0.7+\frac{35}{L+L'n})$（Ｌ Ｒ＋Ｌ'n Ｒ'n）＋150

㈱　この表においてＬ、Ｌ'n、Ｒ及びＲ'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：⑵イ）Ｂに定める区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'n：大都市近郊区間（ｎ１）、関門特別区間（ｎ２）又は⑵イ）Ｂに定める区間（ｎ３）のキロ程（単位：キロメートル）

Ｒ　：⑵イ）Ｂに定める区間を除く普通区間１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'n：大都市近郊区間（ｎ１）、関門特別区間（ｎ２）又は⑵イ）Ｂに定める区間（ｎ３）の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ）　消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ）に定める方法により算出した額に消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に１を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額（以下、「消費税率を乗じた額」という。）を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。